

共同実施だより

平成 26 年度 第 2 号 平成 26 年 10 月 吉日
第 1 支部学校事務共同実施 担当: 籠上中学校区

過ごしやすい季節になりました。
学校では、後期が始まり、秋の行事等で忙しい時期です。秋といえば…

年末調整の準備を！

1月から12月までの所得で1年間の所得税が決まるため、年末に過不足がないよう調整をします。11月の申告に向けて、10月になると生命保険等の証明書等が郵送されてきます。なくさないように保管してください。



12月末で年次有給休暇が繰り越されます！

年次有給休暇は1月1日付けで20日付与されます。12月末に残った年休は20日まで繰り越せますので、40日の上限で新しい年休簿を作成します。

夏季休暇5日・家族休暇3日・看護休暇5日(中学就学前の子が2人以上の場合は10日)も同時に付与されます。特別休暇は他にもいろいろな種類がありますので、理由に応じた休暇をとることが大切です。この時期に、今年は計画的に休暇が取れたかどうか、リフレッシュできたかどうかを振り返るのも良いかと思います。

7月30日に用務員の共同実施が行われました。

↓サッカーゴールペンキ塗り作業



樹木の剪定は、枝の後片付けが大変ですね。でも害虫対策の面でも必要ですし、風通しや、日照の問題等が改善されました。実施していただきありがとうございます。サッカーゴールもきれいになりました。

Before

樹木の剪定



After !



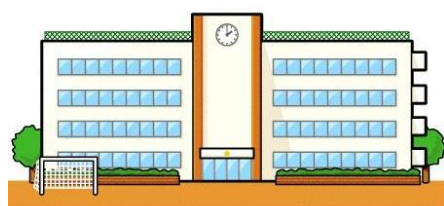
給与、旅費、共済組合・互助組合などの振込口座について（お願い！）

「改姓」や「転居」等で口座を変更しなければならない場合は、必ず、事前に、事務職員に連絡をしてください。変更手続きをしないと、毎月の給料や旅費が振り込まれません。ご注意ください。

*“振込口座の支店”が合併等で変更された時も、連絡を忘れずに！

政令市に教職員の給与負担及び定数等の決定、学級編成に係る権限が移譲されます。

つまり、平成 29 年度に私達は市費負担教職員になります！



学級編制や教職員を静岡市が独自に決定できるなら今よりゆとりができる？



人事・給与・サービス・旅費・福利厚生など、どう変わるのかな？

昨年11月に、給与負担事務を移譲する費用として、静岡県から静岡市へ個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることが静岡県・静岡市双方の合意にいたりました。

県・市ともに給与等負担、事務及び税源の移譲が平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう準備をすすめているところですが、なかなか情報がないのも事実です。

平成29年まではあと2年と少し…今後いろいろなことが変わってきます。

平成26年10月1日から特別休暇の一部が変更されました。

子育て休暇の対象となる予防接種の内容にH i b感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)、水痘が追加されました。

子育て休暇とは…

職員の保護する乳幼児(小学校就学始期に達するまで)の健康診査又は予防接種の介助のために必要な場合に、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要な時間とすることができます。(案内通知や市町の広報資料や母子手帳などで日時の確認が必要です。)

健康診査等の区分		受診等の回数
健康診査	1歳6か月児健康診査	1回
	3歳児健康診査	1回
	乳幼児健康診査	2回
予防接種	ジフテリア、麻しん、風しん、破傷風、ポリオ、日本脳炎、百日せき、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)、水痘その他 人事委員会が認めるもの	予防接種を受けるために必要と認める回数